（定義）

第二条　この告示において「船の長さ二十四メートル未満のモノコック構造を有する船舶」（以下「モノコック構造船舶」という。）とは、下部船体と上部船体とが下部船体の船側上部において結合することにより互いに支えあう構造を有する船舶であって、当該構造の長さが、連続して船体長さの二分の一以上あるものをいう。

2　この告示において使用する用語は、船舶のトン数の測度に関する法律（昭和五十五年法律第四十号。以下「法」という。）において使用する用語の例による。

3　この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一　下部船体　船底外板、船側外板その他外板で構成された船体の部分をいう。

二　上部船体　仕切り、隔壁、甲板又は覆いで構成された船体の部分をいう。

三　船体長さ　船体の前端から後端までの水平距離をいう。ただし、取り外し可能な部品及び下部船体と上部船体との結合部のフランジ長さは船体長さに含めないものとする。

四　船体幅　船体の外面間の最大幅をいう。ただし、取り外し可能な部品及び下部船体と上部船体との結合部のフランジ長さは船体幅に含めないものとする。

五　船体深さ　次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める垂直距離をいう。ただし、取り外し可能な部品は船体深さに含めないものとする。

イ　ブルワークを有する場合　キールの下面からブルワークの上面までの垂直距離

ロ　ガンネルを有する場合　キールの下面からガンネルの上面（丸型ガンネルを有する船舶にあってはガンネルが角型となるように船体の外面をそれぞれ延長して得られる交点）までの垂直距離

ハ　ブルワーク及びガンネルを有しない場合　キールの下面から船側における上部船体の上面までの垂直距離

六　型深さ　船体深さから船体の板厚を減じた深さをいう。

七　主要構造物　上部船体のうち船体深さの上端の位置を前後方向に通る線（以下「シアーライン」という。）より上方に設けられた構造物をいう。

（単位及び精度）

第三条　長さ、幅、深さ及び高さは、メートルを単位とし、四捨五入により小数点以下二位までとする。

2　トン数は、十トン以上である場合にあっては小数点以下を切り捨て、十トン未満である場合にあっては小数点以下は一位にとどめ、小数点以下二位を切り捨てる。

（容積の測度）

第四条　閉囲場所及び貨物積載場所の容積は、外板の外面から外面まで又は周縁の構造上の仕切り、隔壁、甲板若しくは覆いの外面から外面まで測度するものとする。

第二章　モノコック構造船舶の測度の基準

第一節　国際総トン数

（国際総トン数の数値を算定する場合の係数）

第五条　法第四条第二項の国土交通省令で定める係数は、次の算式により算定した数値とする。

$$0.2+0.02\times\log_{10}V$$

この場合において、

Vは、閉囲場所の合計容積を立方メートルで表した数値

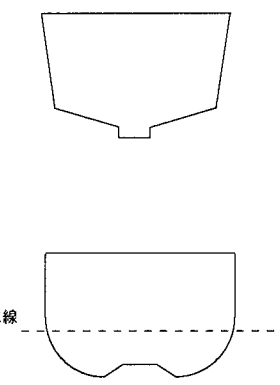
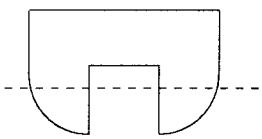
（閉囲場所の合計容積の算定方法）

第六条　閉囲場所の合計容積は、次の算式により算定するものとする。

$$(S\times L_H\times B_H\times D_H\times K)+(L_s\times B_s\times H_s)$$

この場合において、

Sは、次の表の船型区分の欄及び船体長さの欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の係数の欄に定める値

船型区分	船体長さ	係数
船底に凹入部を有しないもの（凹入部の船底外板の一部又は全部が計画満載喫水線以下にある場合を含む。） （参考図）  	十二メートル未満	○・五四
	十二メートル以上	○・六七
船底に凹入部を有するもの （参考図）  	十二メートル未満	○・三六
	十二メートル以上	○・四五
小型船舶安全規則（昭和四十九年運輸省令第三十六号）第二条第二項に規定する特殊小型船舶		○・六五
右記以外のもの		管海官庁の指示するところによる

L_Hは、船体長さ

B_Hは、最大の船体幅

D_Hは、船体長さの中央における船体深さ（特殊小型船舶にあっては、船体長さの中央における全高）

Kは、帆船（ディープキールを有するものに限る。）においては○・七五。それ以外のものにあっては一・○○